

# 議第162号 呉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

## 1 改正の趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）の一部改正（令和5年法律第50号による改正）により，市区町村長が，そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等（以下「管理不全空家等」といいます。）に対し，指導及び勧告を行うことができる規定が設けられたこと等に伴い，所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の内容

### (1) 管理不全空家等に対する緊急安全措置等

法の一部改正により，そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等（いわゆる「特定空家等」）となることを未然に防ぐため，管理不全空家等の所有者又は管理者に対し，市区町村長が指導及び勧告を行うことが可能となります。これに伴い，当該指導及び勧告を受けた管理不全空家等の所有者又は管理者に対しても特定空家等と同様に緊急に危険な状態を回避する必要がある場合には，条例による緊急安全措置及び警察その他の関係機関との連携を行うことができることを規定します。

### (2) その他

引用条項の移動に伴い，関係規定の整理をします。

## 3 施行期日

公布の日